別紙様式第２号（第４条関係）（令元内府令14・令２内府令35・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の氏名

国内における
代表者の氏名

登　録　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の３第１項の規定により暗号資産交換業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

※登録番号	財務（支）局長　第　　号（　　年　　月　　日）
（ふりがな） １．商　　号	
（ふりがな） ２．代表者の氏名	
（ふりがな） ３．本国における本店の所在地	
（ふりがな） ４．国内における代表者の氏名	
５．住　　所	（郵便番号　　―　　）　電話番号（　　）　　―

6．外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等	
7．資本金の額	千円

8．取締役及び監査役に相当する者

（ふりがな） 氏名又は名称	役職名

（第３面）

9．利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
（ふりがな） 営業所の所在地	（郵便番号　　―　　）
連絡先	電話番号（　　）　　―

（記載上の注意）

１．※「登録番号」には、記載しないこと。

２．「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。

３．「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において暗号資産交換業者の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を記載すること。

４．「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国暗号資産交換業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。

５．「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付する

こと。

6．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業務委託先も含む。）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

7．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に相当する者」に括弧書で併せて記載することができる。

（第４面）

10. 営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　　在　　地
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—

（記載上の注意）

1．暗号資産交換業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

2．「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

3．国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

（第５面）

11. 取り扱う暗号資産の名称及びその概要

暗号資産の名称		暗号資産の単位	
暗号資産の主な用途			
暗号資産の保有又は移転の仕組み			
暗号資産の発行状況			
暗号資産の流通状況			
暗号資産に表示される権利義務の内容			
暗号資産に内在するリスク			
その他事項			

（記載上の注意）

1．取り扱う暗号資産ごとに記載すること。

2．「暗号資産の単位」は、取り扱う暗号資産の計算単位について記載すること。

3．「暗号資産の保有又は移転の仕組み」は、暗号資産の発行又は移転に係る記録の方法や取引の認証方法等、当該暗号資産の保有又は移転の仕組みについて簡潔に記載（又は図示）すること。

4．「暗号資産の発行状況」は、発行者の有無、発行者の名称、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。

5．「暗号資産の流通状況」は、国内の暗号資産交換業者又は海外の事業者で

既に取り扱われている暗号資産の場合は、当該事業者における当該暗号資産の取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、ＩＣＯにおいて発行されたトークンの場合は、当該ＩＣＯに基づくトークンの販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。

（第６面）

６．「暗号資産に表示される権利義務の内容」は、暗号資産に表示される権利に係る債務者の名称を併せて記載すること。

７．「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及び当該保証の内容、暗号資産の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合には、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該暗号資産の特性について簡潔に記載すること。

８．取り扱う暗号資産の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第６面の次に添付すること。

（第７面）

12. 暗号資産交換業の内容及び方法

(1) 暗号資産交換業の内容及び方法

暗号資産交換業の名称	
暗号資産交換業の種類	
暗号資産交換業の内容	
取り扱う暗号資産の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
暗号資産と法定通貨又は他の暗号資産の交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

（記載上の注意）

１．その行う暗号資産交換業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。

2．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第７項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

3．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額について記載すること。

4．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

（第８面）

⑵　暗号資産交換業の概要図

（記載上の注意）

1．暗号資産交換業の内容ごとに、暗号資産交換業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。

2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

（第９面）

⑶　法第63条の11第１項に規定する利用者の金銭に係る管理の方法

（記載上の注意）

1．信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容について具体的に記載すること。

2．金銭信託が元本補塡の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第９面の次に添付すること。

（第10面）

⑷　法第63条の11第２項に規定する利用者の暗号資産に係る管理の方法

（記載上の注意）

1．利用者の暗号資産に係る管理の方法については、原則として、暗号資産の種類ごとに具体的に記載すること。

2．第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。

3．法第63条の11第２項後段に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産が存在する場合は、当該暗号資産の種類及び上限並びに当該暗号資産の管理の方法を併せて記載すること。

4．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

⑸　法第63条の11の２第１項に規定する履行保証暗号資産に係る管理の方法

（記載上の注意）

1．履行保証暗号資産の種類及び履行保証暗号資産に係る管理の方法について具体的に記載すること。

2．第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

13. 業務委託の状況

受　託　者　の　氏　名　等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住　　所	

（記載上の注意）

1．業務委託の状況は、暗号資産交換業の内容ごとに記載すること。

2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。

3．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

（第13面）

14. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

（ふ　り　が　な） 氏名又は商号若しくは名称	保有する議決権の数	割合
	個	%

（記載上の注意）

1．「主要株主」とは、第５条第３号に規定する主要株主をいう。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

3．「議決権」とは、第５条第３号に規定する議決権をいう。

4．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

5．「割合」とは、第５条第３号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。

15. 暗号資産交換業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

1．日本標準産業分類表細分類により記載すること。

2．その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

16. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

17. 登録免許税領収書貼付欄

